

都議第 7 8 号

綴喜都市計画生産緑地地区の変更
(八幡市決定)

都 議 第 7 8 号
八 都 第 1 2 1 8 号
令 和 5 年 10 月 17 日

八幡市都市計画審議会
会長 岡山 敏哉 様

八幡市長 堀口 文昭

綴喜都市計画生産緑地地区計画の変更について（諮問）

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

別紙都市計画案のとおり

綴喜都市計画生産緑地地区の変更計画書（案）

八幡市決定

計 画 書

綴喜都市計画生産緑地地区の変更(八幡市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

地区番号	位 置	面積(ha)	備考(ha)
3	八幡大芝	約 0.21	約 0.05 減
4	八幡大芝	約 0.40	約 0.01 減
7	八幡女郎花	約 0.51	約 0.06 減
30	八幡福祿谷	約 0.04	約 0.06 減
39	八幡山田	—	約 0.13 減
55	川口北浦	—	約 0.05 減
88	美濃山宮ノ背	約 0.28	約 0.03 減
93	八幡安居塚	約 0.07	約 0.07 増
(既決定地区) 1ほか 55 地区	56 地区	約 11.73	上記変更にかかる 区域を除く
合計	62 地区	約 13.24	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、市街化区域内における環境機能の優れた農地等について、市街化の動向を勘案し、都市的土地利用との調整を図りながら計画的に保全することにより、良好な市街地環境の保全を図るため、本案のとおり指定をおこなうものである。

また、指定から30年が経過し、所有者の買取りの申し出により行為制限が解除された生産緑地について、本案のとおり廃止をおこなうものである。

新旧対照表

	新	旧	備考
面積(ha)	13.24	13.55	指定 0.07ha 廃止 0.38ha
地区	62	63	指定 1 地区 廃止 2 地区

都市計画の策定の経緯の概要

地区番号 3(一部廃止) 0.05ha

3-4 位 置:八幡市八幡大芝 24
面 積:119 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

3-5 位 置:八幡市八幡大芝 25-1
面 積:368 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

地区番号 4(一部廃止) 0.01ha

4-11 位 置:八幡市八幡大芝 42-3
面 積:36 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

地区番号 7(一部廃止) 0.06ha

7-2 位 置:八幡市八幡女郎花 14
面 積:274 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

7-15 位 置:八幡市八幡女郎花 57-1
面 積:366 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

地区番号 30(一部廃止) 0.06ha

30-2 位 置:八幡市八幡福祿谷 133
面 積:257 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

30-3 位 置:八幡市八幡福祿谷 134
面 積:353 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

地区番号 39(全部廃止) 0.13ha

39-2 位 置:八幡市八幡山田 88
面 積:1,272 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

地区番号 55(全部廃止) 0.05ha

55-1 位 置:八幡市川口北浦 11-1
面 積:500 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

地区番号 88(一部廃止) 0.03ha

88-1 位 置:八幡市美濃山宮ノ背 44-2
面 積:327 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

地区番号 93(新規指定) 0.07ha

93-1 位 置:八幡市八幡安居塚 82
面 積:429 m²

93-2 位 置:八幡市八幡安居塚 84-1
面 積:292 m²

地区ごとの廃止面積の合計と、全体の廃止面積が一致していません。これは、面積をヘクタール換算する際に小数点第 3 位以下を四捨五入しており、地区ごとに面積を四捨五入した結果の合計と、全体の面積を四捨五入したものに差異が生じるためです。

都市計画の変更の理由書

綴喜都市計画生産緑地地区の変更（八幡市決定）

本都市計画は、市街化区域内における環境機能の優れた農地等について、市街化の動向を勘案し、都市的土地利用との調整を図りながら計画的に保全することにより、良好な市街地環境の保全を図るものとして生産緑地地区を指定しています。本市都市計画マスタープランにおいても市街地内の貴重なオープンスペースとして保全を図ることとしています。

今回、指定を行う生産緑地地区は、都市緑地として保全することにより、都市的土地利用との調整を図りつつ、良好な市街地環境の確保に効用があると認められることから、生産緑地法第3条の規定により、本案のとおり指定を行うものです。また、生産緑地地区の指定から30年が経過した生産緑地の内、所有者からの買取りの申出により行為制限が解除された生産緑地について、本案のとおり廃止を行うものです。

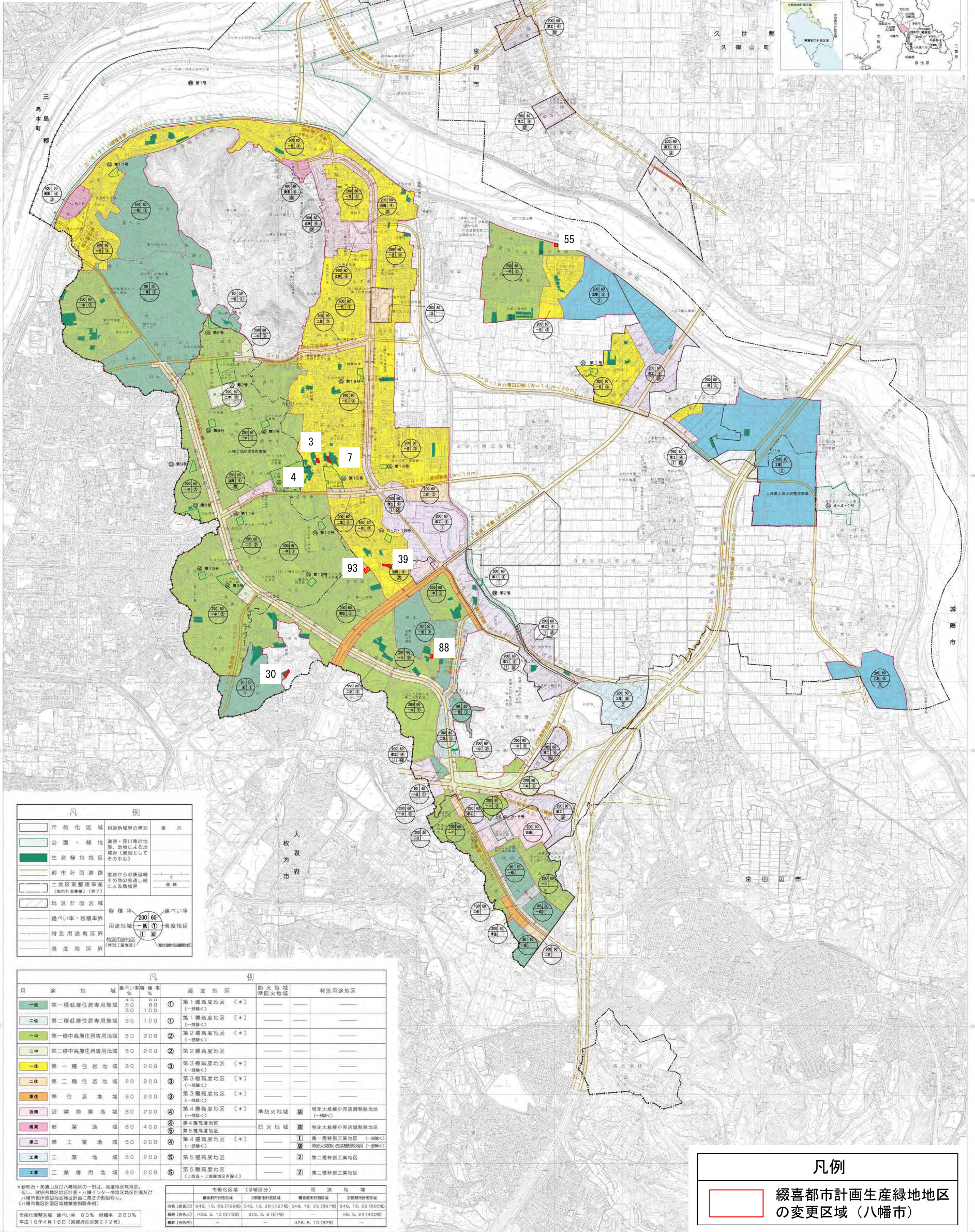
八幡市都市計画総括図

綴喜都市計画

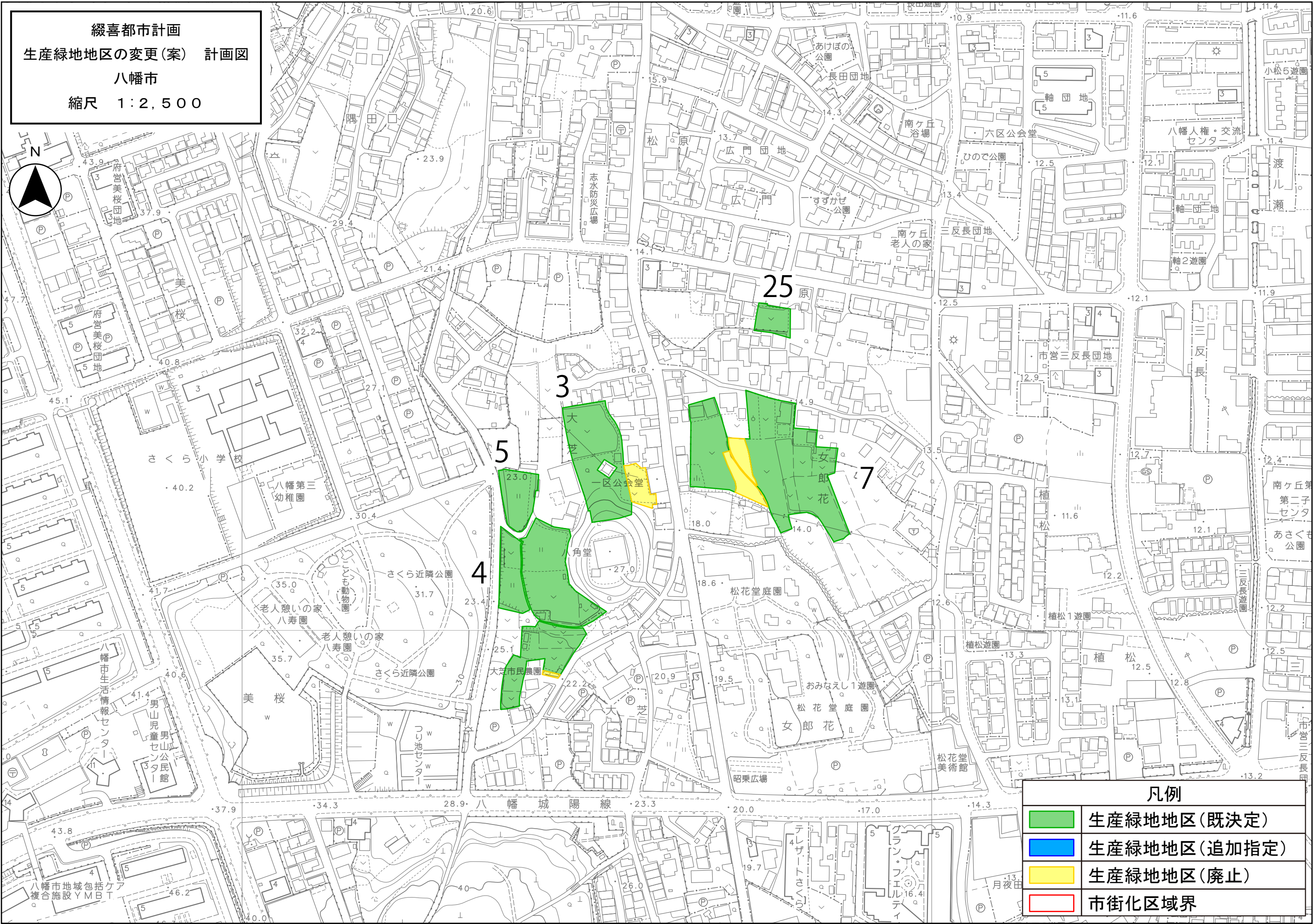
生産緑地地区の変更(案) 総括図

八幡市

縮尺 1 : 10,000

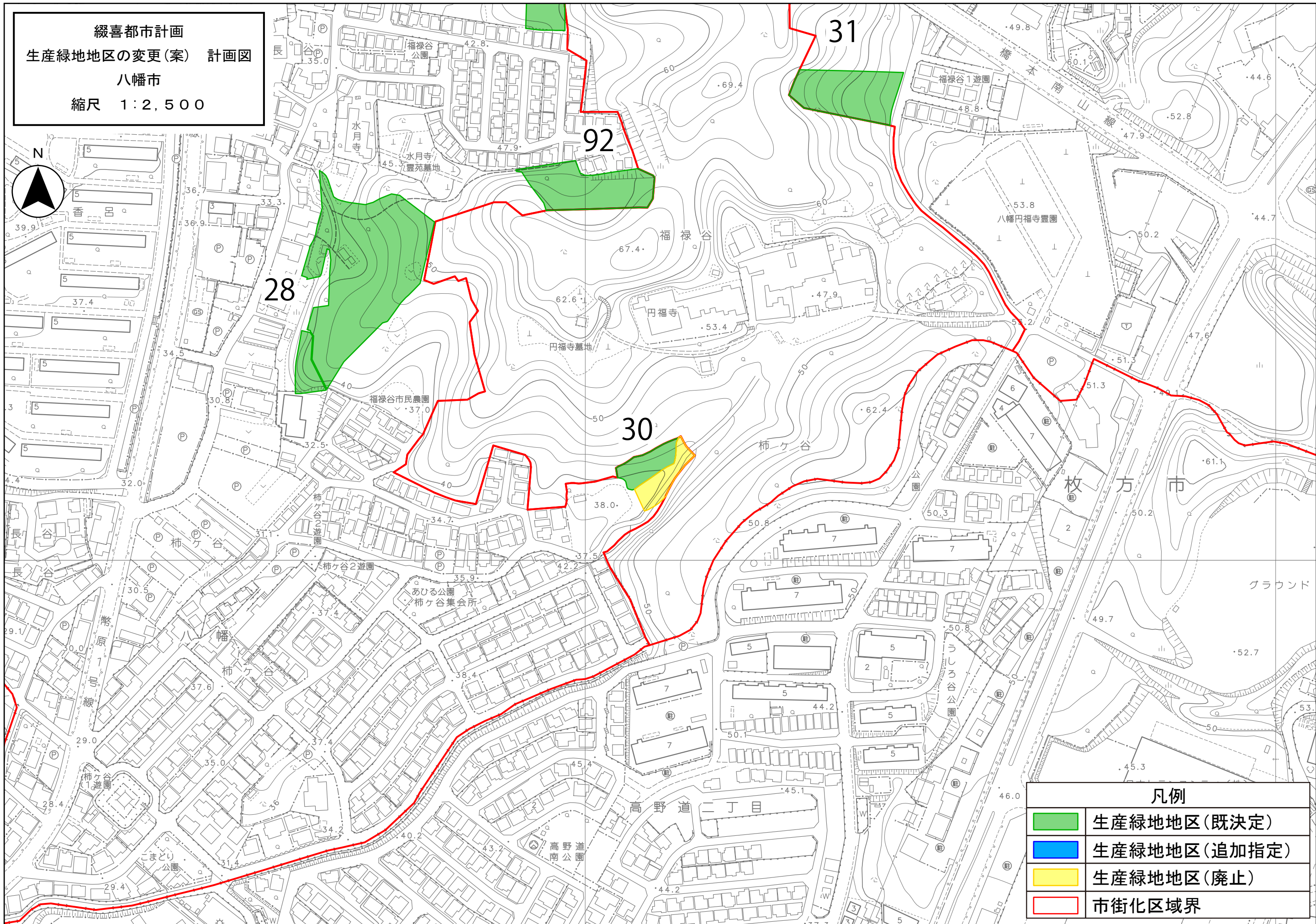


綴喜都市計画
生産緑地地区の変更(案) 計画図
八幡市
縮尺 1:2,500



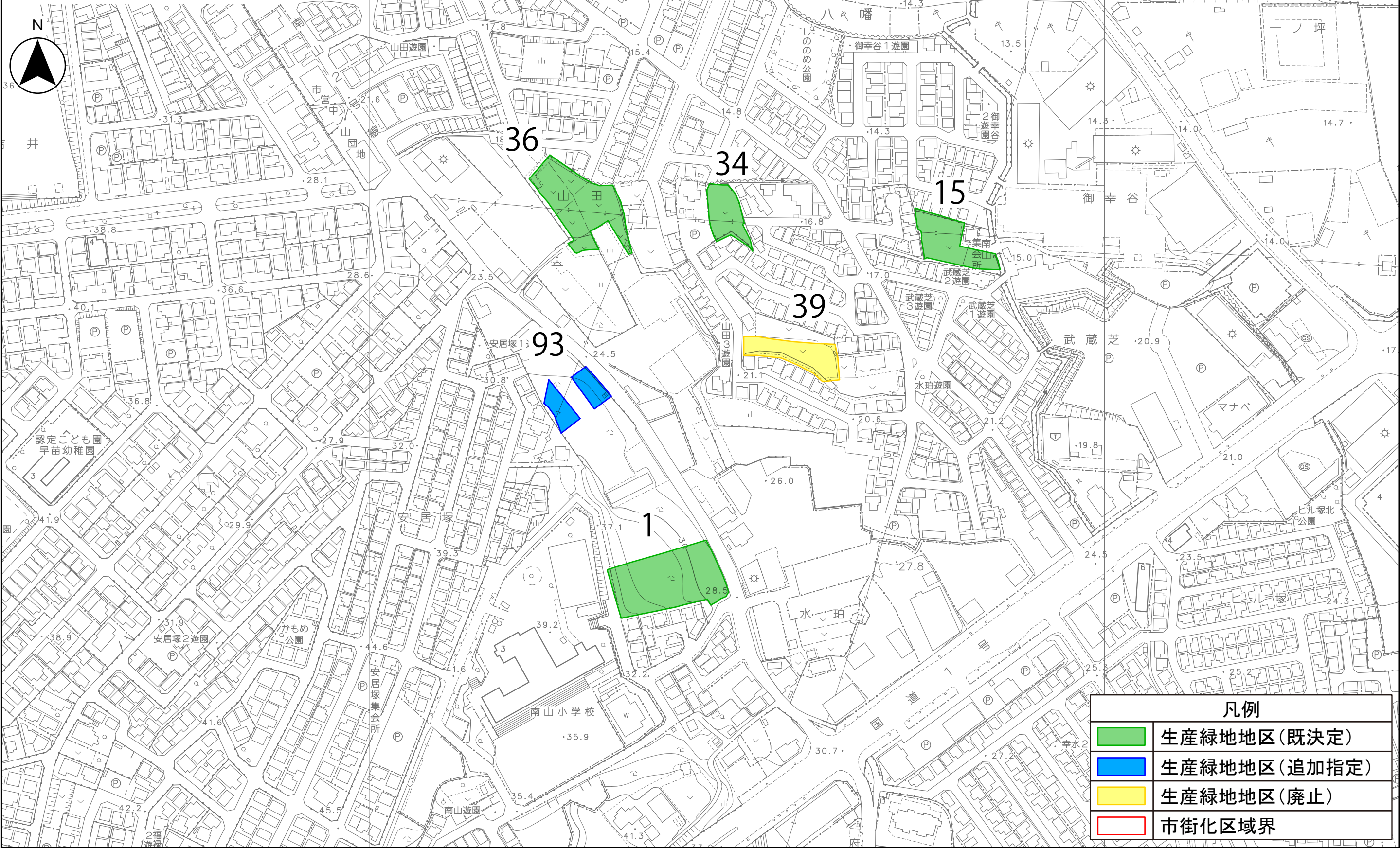
凡例	
	生産緑地地区(既決定)
	生産緑地地区(追加指定)
	生産緑地地区(廃止)
	市街化区域界

綴喜都市計画
生産緑地地区の変更(案) 計画図
八幡市
縮尺 1:2,500

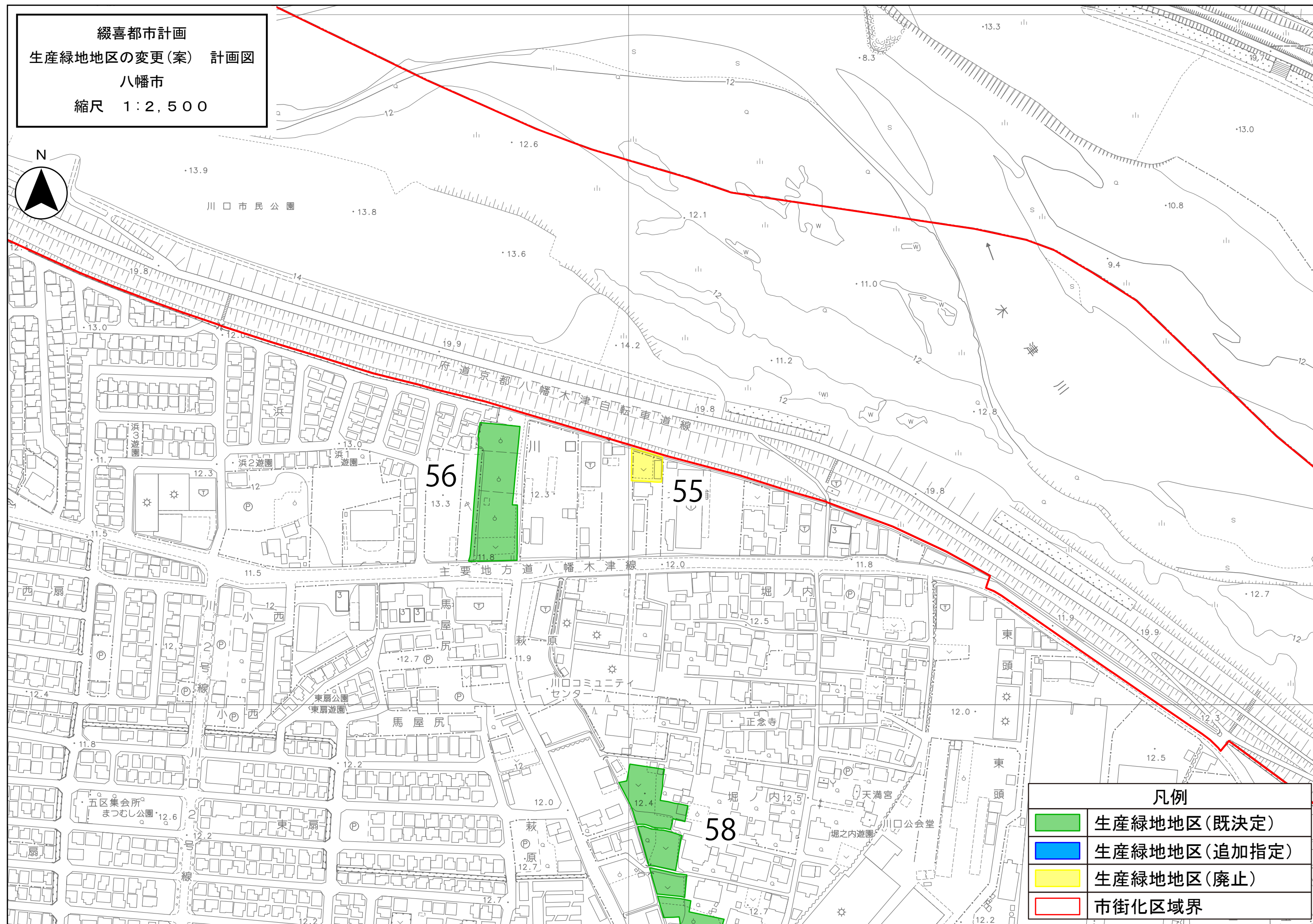


凡例	
	生産緑地地区(既決定)
	生産緑地地区(追加指定)
	生産緑地地区(廃止)
	市街化区域界

綴喜都市計画
生産緑地地区の変更(案) 計画図
八幡市
縮尺 1:2,500



綴喜都市計画
生産緑地地区の変更(案) 計画図
八幡市
縮尺 1:2,500



綴喜都市計画
生産緑地地区の変更(案) 計画図
八幡市
縮尺 1:2,500

